

境港市で「重要土地等調査法」が適用されます。

令和5年8月15日施行

**美保基地・美保通信所・
高尾山分屯基地の
周囲 1 kmが対象です。**

この法律の目的は？

我が国の安全保障等の観点から、自衛隊基地など重要な施設や国境離島等の機能を守ることが目的とされています。

土地取引が規制される？

この法律で規制されるのは、自衛隊の基地に対して妨害電波を発したり、航空機の離発着を妨害する行為など、国の安全保障の上で重要な施設の「機能」を阻害する行為ですので、一般の土地・建物の利用や取引が規制されるものではありません。

対象区域は？

境港市では、美保基地が「注視区域」、美保通信所・高尾山分屯基地が「特別注視区域」に指定されており、その外縁から1キロメートルが対象となる区域です。区域の詳細は裏面の全体区域図とホームページでご確認ください。

区域内では

注視区域・特別注視区域内の土地や建物を対象に、それらの利用の状況を把握するための**国による調査が行われます**。調査は、公簿等（不動産登記簿、住民基本台帳等）の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査や、土地等の利用者その他の関係者からの報告又は資料の提出などの方法を適切に組み合わせる形で実施されます。

特別注視区域では

特別注視区域にある土地・建物は、**所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への届出が必要となります**。

※届出は、土地・建物の取引自体を規制するものではありません。

届出の対象

面積が200平方メートル以上の土地及び建物
対象となる契約

売買、贈与、交換等（賃貸借、相続等は対象外です）

よくあるご質問

Q1 自分の土地や建物が指定された区域内にあるかどうかは、どのようにして調べることができますか？

A1 内閣府のホームページや、境港市役所都市整備課の窓口でも、詳細な区域図をご覧ください。

Q2 区域指定によって、土地や建物の取引ができなくなりますか？ また、日常生活や事業活動にどのような影響が生じますか？

A2 特別注視区域内においては、土地や建物の売買等に当たり、届出が必要となる場合がありますが、不動産の取引自体を規制するものではありません。また、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動には影響ありません。

Q3 届出は、当事者でなく代理の者が行ってもいいですか？

A3 届出は、郵送又はオンラインのいずれかの方法によりますが、届出を郵送で行う（書面を提出する）場合は、契約の当事者以外の方でも構いません。（委任状を添付する必要はありません）。

Q4 調査とは具体的にどのようなものですか？ 思想や信条に係る情報も調査対象ですか？

A4 不動産登記簿等の収集を基本とした調査を国が行います。思想や信条に係る情報を含め、その土地や建物の利用に関連しない情報を調査することはありません。

対象となる区域



裏面に拡大図掲載

法律の概要

重要土地等調査法（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律）は、自衛隊の基地など安全保障上重要な施設（重要施設）や国境離島等の機能を阻害する土地・建物の利用を防止するための法律で、令和4年9月20日に全面施行されました。

この法律では、重要施設の周囲（おおむね1キロメートル）や国境離島等を、「注視区域」または「特別注視区域」に国が指定し、区域内の土地等の利用状況等の調査を行い、重要施設等の機能を阻害する行為が認められた場合には、土地等の利用者に対し行為の中止等の勧告・命令が行われます。

国による調査は、不動産登記簿や住民基本台帳等の収集を基本とし、必要に応じて現地・現況調査や土地等の利用者その他の関係者からの報告または資料の提出など、方法を適切に組み合わせる形で実施されます。

機能阻害行為に該当すると考えられる行為（例示）

- 自衛隊等の航空機の離着陸やレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置
- 施設に対する妨害電波の発射
- 施設に物理的被害をもたらす物の投射装置を用いた物の投射 など



※さらに詳しい区域図はこちらのQRコードからご覧ください



詳しくは
こちら

 内閣府
重要土地等調査法コールセンター
電話.0570-001-125 (平日)

[境港市公式ホームページ](#)

「重要土地等調査法」の適用により対象となる区域